

前回答申（平成 20 年 1 月）内容の達成率

提言項目	提 言 内 容	実 施 内 容 (達成した内容)	課 題 (達成できなかった内容)	達 成 率												
1 ごみ処理手数料料金体系の見直しについて	ごみ処理手数料の料金体系を最大積載量方式から従量制方式に改め、不公平感を是正すべきである。	搬入ごみの手数料を平成 20 年 7 月 1 日から従量制（10 k g ごとに 60 円）に改めた。		<u>予定どおり従量制へ移行した。</u>												
2 事業系ごみの減量化方策について	平成 15 年度の家庭ごみ有料化に併せ、事業系ごみ処理手数料を引き上げたにもかかわらず、その年から毎年事業系ごみが微増している。 また、特定事業者から排出される併せ産廃が大量に搬入され、事業系ごみの年間排出量の約 14%を占めている。 ア 併せ産廃は原則受入れ禁止し、平成 25 年度までに段階的に減少し、最終的に 50 トンとする。 イ 資源物の受入れ規制を強化し、事業者の資源化努力を求める。	(併せ産廃受入れ制限状況) <table><tr><td>年度</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>受入数量 (t)</td><td>400</td><td>400</td><td>300</td><td>100</td><td>50</td></tr></table> ア 併せ産廃の受入れ制限を実施し、平成 25 年度までに段階的に減少し、最終的に 50 トンとした。 イ 発砲スチロールの受入れ禁止（H22.1）と資源化先の紹介	年度	H21	H22	H23	H24	H25	受入数量 (t)	400	400	300	100	50	事業系一般廃棄物の排出量については、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて一時的に減少したものの、総排出量に占める割合が 40%程度と高く、また、資源物も多分に散見されることから、減量化・資源化を更に進める必要がある。	<u>予定どおり併せ産廃の受入れ制限等を実施した。</u>
年度	H21	H22	H23	H24	H25											
受入数量 (t)	400	400	300	100	50											

提言項目	提 言 内 容	実 施 内 容 (達成した内容)	課 題 (達成できなかった内容)	達 成 率
------	---------	---------------------	---------------------	-------

	ウ 搬入事業者及び一般廃棄物 処理許可業者への適正搬入、 適正処理の指導を強化してい く。	ウ-1 間伐材等の資源化指導（H21. 7） ウ-2 ガラス類の受入れ禁止（H26. 4）															
3 資源循環型社 会の推進	三条市バイオマスタウン構想 に盛り込まれた動植物性残渣、 食品残渣、剪定枝チップ、稲わ らやもみ殻など種々の未利用バ イオマス資源を活用し、市民・ 事業者・学校・行政などが連携 した資源循環型社会（地域づく り）を推進することが重要であ る。 また、循環システムの構築に あたっては、地域資源（人・物・ 技術）を活かし独自性のある「エ ネルギーの地産地消」の仕組み づくり、また、民間事業者によ る新たな産業の育成などを視野 に入れた「環境ビジネスの創設」 が考えられる。	剪定枝については、平成 21 年度に緑 のリサイクルセンターの開設時間の延 長及び処理手数料の減額改定を行い、堆 肥化の推進に努めた。 食品残渣や生ごみを堆肥化する完熟 堆肥化センターを平成 23 年 10 月に整備 し、もみ殻を副資材として学校給食の残 渣等の生ごみを堆肥化し、農業生産者へ の供給を開始した。 木質燃料化の取組については、平成 25 年度に民間事業者が新たに大島地区に ペレット製造プラントを設置したこと から、同プラントへの原料供給面で連携 を図るため、平成 26 年 4 月から緑のリ サイクルセンターにおいて試行的に幹 の買取りを開始した。 また、公共施設へのペレットストーブ やボイラーの導入を進めることで、木質 燃料の地産地消に向けた取組を進めた。	食品残渣等の堆肥化につ いては、排出及び収集運搬 の過程における分別が十分 でないことから、事業系一 般廃棄物の大半が資源化で きずに可燃ごみとして焼却 処理されている。 剪定枝の堆肥化及び廃食 用油の燃料化については、8 割～9 割程度達成すること ができた。ただ、今後安定 的に搬出できるところを確 保していく必要がある。	<table><tr><td>項 目</td><td>目標値 (実績値)</td><td>達成率</td></tr><tr><td rowspan="2">堆 肥 化</td><td>食品残渣 1,130t (263t)</td><td><u>23.3%</u></td></tr><tr><td>剪定枝 900t (754t)</td><td><u>83.8%</u></td></tr><tr><td rowspan="2">燃 料 化</td><td>廃食用油 37,500ℓ (33,302ℓ)</td><td><u>88.8%</u></td></tr><tr><td>木質ペレット 燃料供給量 521.6t (521.8t)</td><td><u>100.0%</u></td></tr></table>	項 目	目標値 (実績値)	達成率	堆 肥 化	食品残渣 1,130t (263t)	<u>23.3%</u>	剪定枝 900t (754t)	<u>83.8%</u>	燃 料 化	廃食用油 37,500ℓ (33,302ℓ)	<u>88.8%</u>	木質ペレット 燃料供給量 521.6t (521.8t)	<u>100.0%</u>
				項 目	目標値 (実績値)	達成率											
				堆 肥 化	食品残渣 1,130t (263t)	<u>23.3%</u>											
					剪定枝 900t (754t)	<u>83.8%</u>											
燃 料 化	廃食用油 37,500ℓ (33,302ℓ)	<u>88.8%</u>															
	木質ペレット 燃料供給量 521.6t (521.8t)	<u>100.0%</u>															

提言項目	提 言 内 容	実 施 内 容 (達成した内容)	課 題 (達成できなかった内容)	達 成 率
------	---------	---------------------	---------------------	-------

4 3 Rの推進について	市民、事業者及び行政は次の事項に協働で取組み、徹底したごみの減量化と資源化を図る必要がある。								
	ア 市民の取組 ・マイバックの持参 ・生ごみの水切り ・詰替製品、リターナブルびん商品の購入 ・ごみ分別の徹底 イ 事業者の取組 ・リサイクル可能な古紙類を焼却からリサイクルへ循環させる。 ・事務消耗品、用紙類などのグリーン購入を促進する。 ・製品設計、製造の際にリサイクル材を積極的に利用する。	ア 市民の取組 ・「ごみの分け方・出し方」を毎年全戸配布するとともに、市民講座などで生ごみの水切り、分別の徹底について啓発を行っている。 ・マイバック持参を促進するため、市内の小売店と連携して地域通貨を利用したレジ袋削減の取組を行った（H20～H24）。 イ 事業者の取組 ・「事業系ごみ減量化マニュアル」を作成し（H20.5）、市内事業所に配布するとともに、啓発を行った。 ・清掃センターに持ち込まれる古紙については、古紙回収業者へ持ち込むよう指導している。		<table><tr><td>項目</td><td>目標値 (実績値)</td><td>達成率</td></tr><tr><td>リサイクル率</td><td>24.0% (18.3%)</td><td><u>76.3%</u></td></tr></table>	項目	目標値 (実績値)	達成率	リサイクル率	24.0% (18.3%)
項目	目標値 (実績値)	達成率							
リサイクル率	24.0% (18.3%)	<u>76.3%</u>							

提言項目	提 言 内 容	実 施 内 容 (達成した内容)	課 題 (達成できなかった内容)	達 成 率
4 3 Rの推進について	・消耗品やびんなどのリユース利用を促進する。 ・圧縮、乾燥により減量化に努める。 ウ 行政の取組 ・市役所、学校などの公共施設においては、自ら率先して減量・資源化に取り組み、行動計画を公表する。 ・家庭から排出される廃食用油を再生し、市有自動車の軽油代替燃料として利用する。 ・家庭から排出される廃プラスチック、白色トレイを新たに分別収集し、焼却からリサイクルへ循環させる。	ウ 行政の取組 ・「人と地球に優しい三条市の率先行動計画」により、ごみの減量化及びリサイクルに取り組んでいる。 ・学校給食共同調理場や公立保育所から排出される廃食用油を回収してバイオディーゼル燃料化し、公用車の燃料として使用することで、市民への意識啓発を図っている。また、公共施設及びスーパーなど市内 23 か所に回収ボックスを設置し、家庭から排出される廃食用油の回収を行い燃料化を行っている。	ウ 行政の取組 ・廃プラスチック及び白色トレイの分別収集は実施しなかったため、目標の資源化率 24%は達成できなかった。	

提言項目	提 言 内 容	実 施 内 容 (達成した内容)	課 題 (達成できなかった内容)	達 成 率												
4 3 Rの推進について	・スーパー等へレジ袋の削減を要請する。 ・清掃センターにおいて、リサイクル品の修理販売、リースやレンタルによる再使用推進事業等を実施する。 ・資源物の集団回収を支援する。 ・自治会、地域、職場などのエリアごとにごみ減量化指導員を養成する。	・個人へのレジ袋削減県民運動への参加を呼びかけた。 ・清掃センターに搬入された可燃粗大ごみを、環境啓発施設「かんきょう庵」において、希望する市民に配布している。 (H25 実績 79 個 1,310kg)	・リースやレンタルによる再使用推進事業等は実施しなかった。 ・ごみ減量化推進員の養成については未達成だった。													
5 環境教育と意識啓発の推進	ごみ減量化の環境教育は、学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて行うことが重要である。地域と学校、学校間、地域間のつながりを広げることによって、全市的な取組に発展させることが必要である。 また、分別をきちんとする、ごみを減らす、不法投棄をしない等の意識教育は、繰り返し考える機会を増やす必要がある。	小中学校を対象としたエコクラス認定制度、家庭を対象としたエコファミリー認定制度等を通じて、学校や家庭における環境啓発の推進に取り組んだ。 また、環境啓発の拠点施設となる「かんきょう庵」を整備し、各種啓発講座やイベントの開催を通じて広く市民への啓発に努めた。	生涯学習における環境教育については、一部の公民館事業（高齢者教室）や、食生活改善推進員養成講座での講義にとどまり、地域での取組に広げるまでには至らなかった。	<table><tr><th>項目</th><th>目標値 (実績値)</th><th>達成率</th></tr><tr><td>エコクラス 認定数</td><td>33 クラス (56 クラス)</td><td><u>170%</u></td></tr><tr><td>環境学習 開催数</td><td>20 回/年 (9 回/年)</td><td><u>45%</u></td></tr><tr><td>環境イ ベント参 加者数</td><td>500 人/年 (2,416 人/ 年)</td><td><u>483%</u></td></tr></table>	項目	目標値 (実績値)	達成率	エコクラス 認定数	33 クラス (56 クラス)	<u>170%</u>	環境学習 開催数	20 回/年 (9 回/年)	<u>45%</u>	環境イ ベント参 加者数	500 人/年 (2,416 人/ 年)	<u>483%</u>
項目	目標値 (実績値)	達成率														
エコクラス 認定数	33 クラス (56 クラス)	<u>170%</u>														
環境学習 開催数	20 回/年 (9 回/年)	<u>45%</u>														
環境イ ベント参 加者数	500 人/年 (2,416 人/ 年)	<u>483%</u>														